

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 31 号

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)